

近隣に迷惑をかけない営業をしよう

Check & Action! まちのルールを確認・実践しましょう!

- 人の迷惑になるような、客引きや客待ちはしません。



①客引き行為

「立ちふさがり」、「つきまとい」などによる執拗（強引）な客引き行為は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、「風適法」）「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下、「迷惑防止条例」）、「安全で安心できる港区にする条例」で禁止されています。

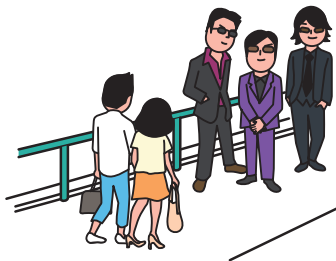
②勧誘行為（路上スカウト）

執拗な路上スカウト等の勧誘行為（キャバクラでの勤務、アダルトビデオへの出演等）は、①客引き行為同様、迷惑防止条例で禁止されています。



③客待ち・勧誘待ち行為

道路等の公共の場所での客待ち・勧誘待ち行為は、通行人に“不安感”や“不快感”を与えるなど、通行の迷惑になります。往来する人たちのことを考え、ルールやマナーを守りましょう!



<事業者のみなさんへ>

風適法違反又は迷惑防止条例違反に抵触する場合は、同違反として、警察により検挙されることとなります。

- 営業にあたっては、騒音、悪臭等を出しません。
- 脱法的なナイトクラブ（無許可）など、悪質な営業は認めません。
- 深夜営業を行う店舗は、従業員を指導し、近隣に迷惑をかけません。

あなたのお店は問題ありませんか？
周辺の方たちに迷惑をかけていないか今一度確認しましょう！

- ①がすべてそろえば理想的
- ②がひとつでもあれば、まだ改善の余地あり
- ③がひとつでもあればすぐに改善が必要

換気扇は（臭気対策）は？

- ①ダクトで屋上へ
- ②カバーだけはつけている
- ③むき出しである

店からの音漏れは？

- ①もれていない
- ②少しもれている
- ③ひどくもれている

スピーカーの位置・音量は？

- ①近隣に考慮して配置・設定
- ②適当に取り付けた
- ③店外に響く



店から出た客は？

- ①店の責任で対応している
- ②一応気を使っている
- ③大声で騒いでいる

近隣との交流は？

- ①近所づき合いあり
- ②顔くらいは知っている
- ③全然知らない

壁・天井の構造は？

- ①防音壁で完ぺき
- ②部分的には防音済み
- ③普通の壁・天井のまま